

# 部活動実施マニュアル

## ～2学期以降の部活動について～

部活動の実施にあたっては、下記の点に留意して行うようお願いします。

### 1 練習計画・実施報告書、チェックシートの活用

- ・ 部活動の実施にあたって、顧問は事前に1週間の練習実施計画書を提出し、校長が確認を行うこととし、感染症対策を講じたうえで計画的に練習を実施すること。また、練習の実施翌日までに、校長に練習実施報告を行うなど、校長が活動内容等について把握できるようにすること。
- ・ 練習試合を含めた交流・合同練習等や大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認したうえで判断し、決定すること。
- ・ 体温測定は、配備したサーマルカメラ等を活用し、練習開始時に顧問が目視して行うこと。
- ・ 生徒本人が毎日体調管理チェックシートによる健康チェックを行い、必ず顧問が確認を行うこと。
- ・ 効果的な換気のポイント等についての留意点を改めて追加した「感染症対策チェック表（部活動編）」を参考に、各校の実態に応じた基本的な感染症対策を徹底すること。

### 2 活動内容について

- ・ 香川県部活動ガイドラインに基づき、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ・ 「学校における効果的な換気のポイント」を参考に、地域や学校の実情に応じた換気に取り組むこと。
- ・ 屋内・屋外を問わず、近距離での大声を出したり、向かい合って声を出したりすることはしない。また、活動中の円陣や、ハイタッチ等の接触もできるだけ控えるようにする。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 昼食をとる場合は、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 原則、県内外での宿泊を伴う活動は停止とする。ただし、全国大会等の上位大会に出場が決定していたり、すでに宿泊・交通機関の予約を行っていたりする場合は可とする。その際は、校長が計画等を確認した上で適切に判断することとし、移動や宿泊等にあたっての留意点を取りまとめた「感染症対策チェック表（部活動宿泊編）」に従うこと。

### 3 活動場所・部室等について

- ・ 部室等の利用については、常時換気を行うとともに、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるように、交代で使用する等の工夫すること。

### 4 その他の留意事項

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、顧問や指導者から、決して無理をせず、ゆっくり休むよう声をかけるなど、部員一人一人に寄り添った対応を行うこと。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 練習試合を含めた交流・合同練習等や大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。また、主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知等を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ マスクの着用については、文部科学省からの「夏季における児童生徒のマスクの着用について」等を参考に、熱中症が命に係わる重大な問題であることを認識した上で、運動部活動中など特に熱中症リスクが高い場面では、熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導するとともに、保護者にも理解・協力を求めること。
- ・ 「感染症対策チェック表（部活動編）」や、部活動における過去の感染事例と対応状況を参考に、各学校・部活動に応じた対策を講じることにより、感染予防と感染拡大防止に努めること。

### 5 文化部活動においては上記に加え、特に次の点に注意すること。

#### ① 定期演奏会等の開催について

- ・ 定期演奏会等の開催については校長が慎重に判断すること。
- ・ 県が示す「催物（イベント等）の開催に係る留意事項（※）」や「感染防止策チェックリスト」に基づき適切に対応するとともに、できる限り時間を短縮し簡略化して行うこと。

(※[https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19\\_event3.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html))

#### ② 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。